

投票用紙等の発送のできる日について

令和7年7月28日執行の第27回参議院議員通常選挙について、公職選挙法施行令第53条第1項及び第59条の4第4項の規定による不在者投票並びに特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項による特例郵便等投票のための投票用紙等の発送のできる日については次のとおりとする。

令和7年6月2日

一宮市選挙管理委員会  
委員長 倉 兼 清 子

投票用紙等の発送できる日

選挙期日が令和7年7月20日の場合  
令和7年7月1日からとする。

選挙期日が令和7年7月27日の場合  
令和7年7月8日からとする。